

# 反戦情報

2016・6・15 №.381

2001年2月9日第3種郵便物認可 第381号  
2016年6月15日発行（毎月1回15日発行）

## オバマ広島訪問をどう評価すべきか



原爆死没者慰靈碑に献花するオバマ米大統領(2016年5月27日)

〈巻頭言〉  
ぎりぎりの選択

2

〈広島から〉  
オバマ米大統領の来広、私はこう考える  
浅井 基文／阿部 静子／城 英介  
江良 進／田坂 量慈／鬼原はるか  
核兵器廃絶の第一歩となるか?  
—オバマ来広の意味を問う市民シンポー

3

9

〔参院選1人区全32区で野党共闘成立  
宣言－6月5日に全国統一総がかり大行動－

10

〈山口から〉  
野党統一候補と市民連合が政策協定  
—5・28県民大集会で纒縫氏が調印—

11

〈論壇〉  
市民のための「国家緊急事態条項改憲論」講座(その4)  
永山 茂樹 12

〈歴史〉  
真珠湾「不意打ち」の事の顛末  
—なぜ「追い込まれた」というか— 豊旗 梢 19

〈映画の世界165〉  
『笛吹川』 鈴木 右文 23

5月27日、G7伊勢志摩サミット

トを終えたオバマ米大統領が広島・平和公園を訪れた。現職のアメリカ大統領としては初めてのことだ。大統領は平和記念資料館を短時間見学したあと原爆死没者慰靈碑に献花して黙祷、「簡単な所感を述べるだけ」とされていた演説は17分に及んだ。しかしながら、「謝罪」を口にすることはなかつた。そして、資料館からの帰り際、自ら折った「折鶴」を芳名帳の傍にそえていつたことが後に明らかにされた。

人類初の原子爆弾を戦争で使用した唯一の国の国家元首としては、

この「広島訪問」は、現在なじうる「ぎりぎりの選択」だつたに違いない。

だが、こうしたオバマ大統領への批判も強い。

大統領就任後、「核なき世界への行動」の決意をうたつた「プラハ演説」（それが「ノーベル平和賞」受賞の一要因）に比べて「トーンダウン」した「広島演説」を「冗長なだけ」「核廃絶などやる気がない」と批判するむきも少なくない。事実、彼の在任中の核廃絶にむけた実際の取り組みについても、何ら成果がなかつたばかりか、今とだ。

その後の「核近代化」に30年間で1兆ドル（110兆円）の予算を承認したと厳しく指弾される。原爆死没者追悼のための聖地——いままお何万という犠牲者が地下に眠るこの広島・平和公園に、「核のフットボール」（核攻撃命令用暗号）を芳名帳の傍にそえていつたことが後に明らかにされた。

## 言 言 頭 卷 < 1

# ぎりぎりの選択

収めたブリーフケース）を持ち込んだ「無神経」をなじる人々もいる。

にもかかわらず、筆者には広島訪問を決断、実行したオバマを批難する心情は湧いてこない。むしろ、「よく決断・実行できたものだ」という驚きの方がつよい。

戦後、米歴代大統領で、オバマは、「正義の戦争」を遂行したのだという歴史認識だ。この歴史觀を覆しかねない「原爆投下への謝罪」

ない」と批判するむきも少なくないう。前任者・戦争狂のブッシュJrはいうに及ばず、民主党出身大統領でも「現職」は考えられもしない。何ら成績がなかつたばかりか、今何ら成績がなかつたばかりか、今とだ。

それは「広島訪問」そのものが、「原爆投下への謝罪」を意味するものと、アメリカでは捉えられていた（いる？）からだ。アメリカ「国民」にとつては、長い間、そして

今も、原爆投下は「戦争を早期終結させるため」、「本土決戦で米兵

にとつては、長い間、そして

今も、原爆投下は「戦争を早期終

りぎりの選択」だつたのだ。「謝罪がなかつた」ことに忸怩たる思た（いる？）からだ。アメリカ「国民」にとつては、長い間、そして今も、原爆投下は「戦争を早期終結させるため」、「本土決戦で米兵にとつては、長い間、そして今も、原爆投下は「戦争を早期終

りぎりの選択」だつたのだ。「謝罪がなかつた」ことに忸怩たる思た（いる？）からだ。アメリカ「国民」にとつては、長い間、そして今も、原爆投下は「戦争を早期終

りぎりの選択」だつたのだ。「謝罪がなかつた」ことに忸怩たる思た（いる？）からだ。アメリカ「国民」にとつては、長い間、そして今も、原爆投下は「戦争を早期終

りぎりの選択」だつたのだ。「謝罪がなかつた」ことに忸怩たる思た（いる？）からだ。アメリカ「国民」にとつては、長い間、そして今も、原爆投下は「戦争を早期終

りぎりの選択」だつたのだ。「謝罪がなかつた」ことに忸怩たる思た（いる？）からだ。アメリカ「国民」にとつては、長い間、そして今も、原爆投下は「戦争を早期終

りぎりの選択」だつたのだ。「謝罪がなかつた」ことに忸怩たる思た（いる？）からだ。アメリカ「国民」にとつては、長い間、そして今も、原爆投下は「戦争を早期終

# オバマ米大統領の来広、私はこう考える

## 日米同盟強化完成と核保有堅持の儀式

浅井 基文

オバマの広島訪問に関する国内マス・メデイアの報道は、ほぼ歓迎一色に染め上げられたと言つても過言ではないだろう。しかし、私はこのような浮ついた報道姿勢に強烈な違和感を覚えざるを得ない。私は、オバマの広島訪問に関して、特に次の3点を指摘する必要があると考える。

### ■本質は日米同盟変質強化の完成を記念するセレモニー

戦後の日米関係において、のどに刺さつたトゲともいべき要素は、日米開戦時の日本による真珠湾奇襲攻撃と日本敗戦直前の米国による広島・長崎に対する原

爆投下である。他方、1952年当時の日米旧安保条約と、2015年の安倍政権による集団的自衛権行使「合憲」閣議決定及びその後の安保法制成立によつて

仕上げる最後のステップとして日米両政府に位置づけられていると見られる。

他方、もう一つのトゲ（日本の真珠湾奇襲攻撃）抜きに関しては、日米間の認識の隔たりがあるようだ。すなわち、5月25日の記者会見で安倍首相は、自らのかつてのアメリカが日本を一方的に取り仕切るいわば「おんぶにだっこ」の関係から、いまや日本が積極的に米国の世界戦略に協力する、いわば「持ちつ持たれつ」の関係へと様変わりしている。日米両国政府としては、こうした日米関係の変質を名実共に完成させるためには、この2つのトゲ（歴史的遺産）を抜き去る必要がある。今回のオバマ訪広は、変質強化された日米同盟関係を盤石なものに

言した。他方、5月27日付のワシントン・ポスト（ウェブ版）によれば、アメリカ政府は本年12月に真珠湾攻撃75周年記念行事を行う準備を進めており、アメリカ政府高官の発言として、「安倍首相が真珠湾を訪問しないのであれば、極めて驚きだ」という発言を紹介している。

5月27日にオバマとともに原爆慰靈碑の前に立った安倍首相が行つた演説を見

ると、安倍首相自身としては、2015年に安倍首相が訪米して米議会で演説を行つたことと今回のオバマ訪広とが対（セット）になっているという認識であることが理解される。すなわち、安倍首相は次のように語つた。「昨年、戦後70年の節目にあたり、私は米国を訪問し、米国の上下両院の合同会議において、日本の内閣総理大臣としてスピーチを行いました。（中略）あれから1年。今度はオバマ大統領が米国リーダーとしてはじめて、この被爆地広島を訪問してくれました」。そういう認識だからこそ、真珠湾訪問計画はないという上記発言だったのだろう。

上記ワシントン・ポスト記事はさらに、米日両政府は安倍首相の真珠湾訪問による追悼行事参加に関して検討したことがあったが、日本側はオバマの広島訪問と安倍首相の真珠湾訪問を結びつけることに難色を示したという内幕も明らかにしている。安倍首相が真珠湾訪問に難色を示すのは、彼に代表されるいわゆる修正

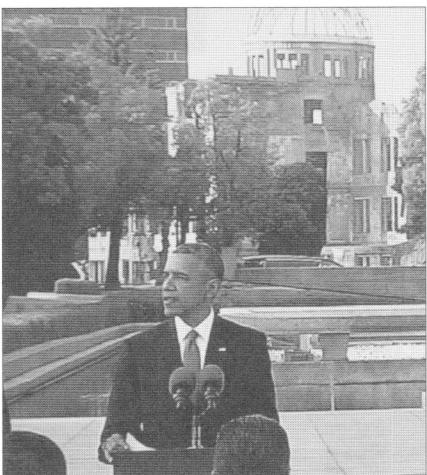
主義史観を奉じる勢力にとって、自らの歴史観を否定する意味を持つ真珠湾訪問には抵抗があるということだ。

しかし、アメリカからすれば、安倍政権であるか否かにかかわらず、日本の首相が12月に真珠湾を訪問し、記念行事に参加することで、日米同盟完成を祝う最後

のセレモニーとしたいとする立場には変わらないだろう。したがって、この問題は、年末にかけての日米関係における大きなイッショーンとなっていくと予想される。

## ■オバマ訪広を「核なき世界」に結びつけるのは幻想■

オバマの訪広及び彼が行つた演説に対しては、「核なき世界」に向けたオバマの決意を示したものとして積極的に評価す



原爆ドーム背に演説するオバマ大統領

る向きが多い。安倍首相も、右記演説の中で、「核なき世界を信じてやまない世界の人々に大きな希望を与えてくれました」と強調し、そういう評価の後押しをしている。

しかし、2009年のオバマのプラハ演説の内容と今回の演説の内容を比較し、また、過去7年余にわたる施政期間中のオバマ政権の政策を検証すれば、以上のような積極的評価にはなんらの根拠もない。正直言つて私はオバマの演説を読んで、中身のない冗長さに辟易するだけだった（プラハ演説の方がまだマシだった）。

過去7年余に誇るべき実績があれば、オバマは当然それを誇らしげに指摘しただけ語りうる何ものも持っていない。しかし、オバマは自らの実績について語りうる何ものも持っていない。

オバマは、「私の国のように核を保有する国々は、恐怖の論理にとらわれず、核兵器なき世界を追求する勇気を持たなければなりません」と指摘した。しかし、この7年間にオバマ政権が追求して止まなかつたのは、イラン及び朝鮮の脅威を口実にした、ロシアと中国の核戦力を裸にするためのミサイル防衛システムの開発と配備だった。核分野で行つた唯一のことといえば核セキュリティ・サミットだが、それは核兵器廃絶・核軍縮とは無縁であつたし、原子力発電を世界

的に推進するという意味で、潜在的核拡散を助長するものだつた。

しかもオバマは「丁寧にも、「私の生きている間に、この目標（核兵器なき世界）は実現できないかもしれません」という

プラハ演説で述べた言葉をくり返した。この言葉こそ、私がプラハ演説に接したとき、オバマは「核なき世界」という單なるビジョン（理想像）を述べたにすぎず、核兵器廃絶・核軍縮のための政策を展開する意志・決意は備えていないと判断したカギだつた。

■アメリカに対する正確な認識を養うことが必要不可欠■

私は、今回のオバマ訪広に関する国内世論の受けとめ方には、安保法制反対の運動にも底流する一つの重大な問題の存在を指摘しないわけにはいかない。それはすなわち、核兵器廃絶に対する根本的障壁であるアメリカの核政策を真正面から問いたださず、安倍政権の安全保障政策を支配し、牛耳つてゐるアメリカの世論も、アメリカに対しても好意的感覚を持つものは、80%を超えており、しかもほぼ一貫して右肩上がりの傾向にある。そういう世論は、アメリカの実像・本質を感情的にはねつける傾向が強く、今回のような「歓迎一色」のマス・メディアの報道姿勢に對しては積極的に共鳴する（真逆なのが中国及び朝鮮のケースである）。

正確な国際觀を備えないといかななる世論運動もしよせん「井の中の蛙」に過ぎない。1990年までの自民党主導の「一国平和主義」の時代であればそれで済んだかもしれない。しかし、21世紀の今日、私たちが本当に主権者として、日本の政

いただす内発的な力を備えることは極めて困難であると、私は判断する。安倍政

治に反対する私たちに必要不可欠なのは、その安全保障政策を根本的に支配するアメリカの世界軍事戦略を厳しく批判する視点の確立だ。そして、核兵器廃絶を目指す私たちのオバマの広島訪問に対する態度決定に必要不可欠なのは、オバマが「広島・長崎に対する原爆投下はあってはならなかつたこと」を認めるのを厳正に要求する姿勢の確立である。

治の主人公としての主体的能力を確立するためには、正確な国際観（対米認識、対中認識を含む）を備えることは絶対不可欠である。オバマ訪広に対するマス・メディアを含めた国内の反応を見るとき、

私は改めて以上のことを強調せざるを得ない。

（あさい もとふみ／元広島市立大学広島平和研究所長、大阪経済法科大学客員教授）

## 核廃絶の第一歩になることを希望

阿 部 静 子

私は新婚だった18歳の時、爆心地から1・5キロの広島市内で建物疎開作業中に被爆し、顔など右半身に大やけどを負い、広島県原爆被害者団体協議会（県被団協）の結成（1956年）当初から被爆者運動に関わってきた。

館をゆっくり見学してほしいと思った。資料館には断末魔の叫びも血のにおいもないが、資料を見て被爆当時の惨状を想像してほしいと願った。

しかし、実際の見学はわずか10分で、願いは叶わなかつた。被爆者との対話は、アメリカで謝罪と受け取られかねないの最初は計画されていなかつたが、オバマさんは被爆者の代表とよく会つてくれ、で最初は計画されていなかつたが、オバマさんは被爆者の代表とよく会つてくれ、で最初は計画されていなかつたが、オバマさんは被爆者の代表とよく会つてくれ、

アーリカで大統領になつた人で、元々私はオバマさんを尊敬していた。そして、「核兵器のない世界」を訴えノーベル平和賞をもらつたオバマさんに希望を寄せたが、それがうまく進まず、もどかしい気持ちでいた。そんななかで、アメリカの世論がきびしいにもかかわらず、オバマさんが勇気を持つて広島訪問を決断したこと喜び、今までの苦難や悲しみを乗り越えて迎えたいと思い、期待した。

私は、恨みではないが被爆者の心の底をオバマさんに聞いてもらいたいという気持ちが第一にあつた。また、原爆資料

されてたくさんの人が亡くなつた事実違ひ、違和感をもつたが、韓国・朝鮮人の被爆者にも触れるなど、採点すると80点ぐらいだ。

謝罪を求める気持ちはあるが、それを

乗り越えて、恨みやらを昇華してオバマさんを迎えた。被爆した最初のころは、悲しくて、周囲からいじめられ、アメリカを恨んでいて、GHQ（連合国総司令部）のマッカーサーに恨みごとを書いた手紙を出したこともあつた。しかし、被爆者運動や原水爆禁止運動に参加するなかで、次第に心が広くなり、世界にはあちこちに核保有国があつて、核兵器の性能も向上しているので、地球上で使われたら私たち以上に多くの人が被害を受け苦しむので、世界のだれにも私たちのよいうな体験をさせてはいけないと思い、核兵器の廃絶を心から願うようになった。

私は、1964年に広島・長崎世界和平巡礼團に参加し、大統領として原爆投下を命じたトルーマンとアメリカで面会

した。その時、トルーマンは「原爆投下により双方で50万人の死者を出さずに戦争を終わらせた」と述べて投下を正当化したので、私たちは失望した。

オバマさんの広島滞在が短時間だったのは残念だったが、原爆を落とした国の大統領の広島訪問がこれからの核廃絶の第一歩になるのではという希望を持った。

任期中に成果を上げることは難しいが、元大統領でも力があるのでオバマさんは退任後も活躍をつづけてほしい。

オバマさんの訪問で、広島は全国から注目された。原爆被害の実態はまだまだ知られていないので、これを機に、広島のことを学んでもほしい。私は、4年前まで30年ぐらい修学旅行生らを対象に証言活動をしてきた。特に、子どもたちや若い人たちには、広島で起きたことがこれから起ころるかも知れないという危機感を持つて学んでもらいたい。

（あべ しづこ／広島県海田町在住、被爆者）

## 被爆地の私達が何をするか問われる

城 英 介

慰霊碑前でのオバマさんの演説はそつ

のないものだつた。冒頭の「空から死が落ちてきて」という表現は、原爆を落と

接するたびに、もやもやしたもののがずっと

と晴れないでいた。

謝罪がないのは分かつていたし、資料

館見学や被爆者との面会があるのかどうかははつきりしない。いわゆる核のボタンも持ち込まないわけにはいかないだろうし、「歓迎」や「よかつた」という言葉には違和感を感じた。かと言つて、謝罪がなければ意味がないまでは言い切れ

ない。じやあ、プラハ演説の頃の輝きを失つた大統領に何を期待できるのか、よく見えない。取りあえず慰霊碑の前で彼が何を語るのか見届けることにしてようと思つた。

大統領の到着はテレビで見ていたが、主役登場の前に唖然とした。安倍首相が迷彩色のヘリで乗り付けたのだ。降り立つた旧市民球場跡地は平和公園の目と鼻の先。そこに迷彩ヘリで乗り付ける無神経さに怒りさえ覚えた。

そして、大統領が到着。まず資料館に入つたが、慰霊碑前で被爆者代表の方々がもう随分前から待たされている。本気で見ようと思えば早くとも30分はかかる。早めに出てくるだろうが、もうしばらく待たされると心配していると、あつけなく出てきた。これで何を感じられるだろうかとがつかりした。

そして、慰霊碑への献花と演説。大統領が花輪を受け取り慰霊碑に歩を進めたとき、なぜか目頭が熱くなつた。あまり期待もしてなかつたはずなのに。花輪を渡す高校生に声を掛け慰霊碑に向かう姿に何かオバマ氏個人の思いを感じたのか

もしれないが、未だになぜなのか自分でもよく分からない。

しかし、その感情も演説が始まるとスーと覚めていった。

初っぱなの「空から死が降つてきて」というフレーズを聞いてから、演説の中ずっと「それはだれがやつたことなの」という問い合わせ頭の中で繰り返されていた。

未だに繰り返される戦争。その多くの中心にいたのはあなたの国ではなかつたか。スポーツと主語が省かれている、そんな印象を持った。

話が進むにつれて、核の話が「戦争」という大きな枠組みに拡散されていくようにも感じた。語られる理念には共感できる。しかし、原爆死没者慰霊碑の前で語る内容としてはこれだけ?と思つてしまつた。

17分という演説の長さ、そこにオバマ氏個人の思いがあるのかもしれない。しかし、全体にいろいろなところに気を遣つていてもどかしかつた。それが、アメリカの大統領としてのオバマ氏の限界なのだろうか。

そして、気になつていた核のボタンのブリーフケースは、やはり持ち込まれ慰霊碑前の芝生の上に置かれていた。その写真を見たときに何ともやりきれなかつた。かつては多くの人々が行き来する賑やかな町があつた場所である。そして、

その人々が原爆によつて一瞬にして消さ

れた場所である。その人々が下敷きにされたようでたまらない気持ちになる。

オバマ大統領や日本が抱える矛盾の象徴のようだ。

日米同盟の強調。これも強く感じた。

特に安倍首相のねらいはこれだろう。いかにも分かつたような顔をして平和公園を案内する首相。被爆者の声をまともに聞こうとながつたあんたが、ヒロシマの何を知つてゐるんだとこれもまた腹立たしくてしようがなかつた。

（じょう　えいすけ／広島市立小学校  
非常勤講師）

## 世界の人々に被爆の実相知つてほしい

江 良 進

オバマ大統領の広島訪問については、その可能性が報道されるようになると直ちに「謝罪」がクローズアップされた。「いまだにアメリカ国民の多くは原爆の投下は戦争終結に必要であり、謝罪の必要性はないと考へている」「被爆者が謝罪を求めるようであれば、大統領の広島訪問は、難しいことになるだろう」「謝罪より核廃絶にむけた未来志向の平和外交こそが今求められている」等等。

そして、実際に現職大統領が初めて広島を訪れ、平和資料館を見たのちに慰霊碑

オバマ氏が大統領という縛りから離れた後何をするのかは注目していきたいが、過剰な期待はない。やはり主体は世界唯一の被爆国、被爆地の自分たちが何をするかだろう。

28年前、脳腫瘍で亡くなつた母が生きていたら、今回のことでの廣島に住む私に何を語るだろうか。ちょっとと聞いてみたくなつた。

に献花・黙祷し、核廃絶への想いを述べた。被爆者代表としばし言葉を交わし、抱擁した。広島の小学生に自ら折つた折り鶴をプレゼントした。広島に一時的にすさまじい非日常が訪れ、そしてあつとう間に過ぎ去つていった。

がそれなりに大きなイベントであつたことは十分に承知しているが、だからといってその成果を熱く語ろうという雰囲気でないのだ。

核問題は政治そのものであるが、核廃絶の願いは政治の駆け引きの材料にしてもらつては困る。だから国際政治の力学の中での核問題と、自己の存在をかけて心の底から訴える核廃絶とは自ずと次元の異なるものだ。その狭間にあつて、このタイミング、この日程で足早に通り過ぎて行つた大統領の様子に、子どもたちは言語化できない違和感をもつて今回の出来事を見守つたのではないか。

マスコミ報道はのつけから「謝罪」ばかりを取り上げ、米国世論の動向に神経をとがらさずにはおれない大統領の立場



原爆資料館を訪れるオバマ大統領一行

を付度し、それでもやつてきた大統領という形で評価を与えていたように思える。駐日大使、国務長官を平和公園に派遣し、世論の動向をつぶさにモニタリングした上での賭けではあつたが。

平和公園の慰靈碑には「安らかに眠つてください。過ちは繰返しませぬから」と刻まれている。71年前の8月、当時の大統領の命令によつて炸裂せられた核爆弾による犠牲者は、かつて人類の原罪を一身に背負い、身代わりとして磔刑に処せられたさる方と重なり合う部分があるのではないか。人類の知恵の結晶ともいえる核兵器が生み出した惨劇と、その惨劇がもたらした死の意味は人類全体が決して忘れてはならないという点において。

これまで子どもたちとともに被爆証言を幾度となく聞いてきた。まさに被爆の実相から学ぶ大切な機会である。私の出会つた被爆者の方々は、いずれも日本の加害者性についても言及され核兵器は絶対悪であることとともに、戦争を良い戦争・悪い戦争と区分することの愚かさも訴えられてこられた。アジアの近隣諸国や欧米諸国の人々に核廃絶の重要性を訴えるとき、その主張を受け入れてもらえないことへのもどかしさやとまどいの体験がそうさせているとのことであつた。しかしその体験によつて被爆者の方々は思想的に鍛えられ、

自らを絶対的な被害者という立場から相対化し、原爆投下の意味を歴史的に問い合わせる。直し、核廃絶をまさに人類普遍の課題とするための重要なプロセスを経てこれら

をするための理由はない。しかし、被爆の記憶を伝えていくことのできる方々の時間も次第に少なくなつてきている。願わくば、これを機会に全世界の人々がより広く、より深く被爆の実相に触れ、この人

類史的課題と格闘していただきたいと思うのである。

（えら すすむ／広島市高校教員）

## 慰靈碑前で「過ちだつた」と語らず

田坂量慈

5月27日、オバマ大統領が現職の米国大統領として初めて広島に来た。原爆資料館の見学、慰靈碑への献花と黙祷を済ませたあと、約17分間の所感を述べた。

スピーチの中で、オバマ氏は71年前の8月6日の晴れわたつた朝、ここ広島にもたくさんの中の子どもたちの、夫婦の笑顔と会話があつたことを想起し、それが一瞬にして奪い去られたことを悼んだ。だが、「過ちは繰返しませぬから」の文字が刻まれた原爆慰靈碑の前で、原子爆弾の投下が「過ちであつた」とはついに語らなかつた。また、2009年のバラハ演説にあつた、「核兵器を使ったことのある唯一の核保有国としての道義的責任」という言葉もなかつた。

2人が一致して語り上げたのは、「日米軍事同盟強化と友情」である。しかし、その「友情」の陰に、沖縄ではまた一人の尊い命が奪われた。事件が起つたとき、日本政府は「タイミングが悪すぎる」と慌てたという。人の命の重さの前にタ

イミングのいいも悪いもないはずだ。彼らの言う「人命尊重」なる言葉がいかに軽いかがまた露呈した。

安倍首相は日本国憲法の第9条を改悪して、日本を再び戦争のできる国にしようとしている。

憲法9条を変えようという人たちはこれまで「この憲法はアメリカによって押しつけられたものだ。我々は自主憲法を制定しなければならない」と言つてきた。ところが、今はそのアメリカの言いなりになつて、日米軍事同盟の強化のために、目障りな9条を改変しようとしている。一体どこが自主なのか。

『憲法九条を世界遺産に』（太田光・中

沢新一著  
集英社新書）によれば、憲法9条は単に日米合作というよりは、環太平洋地域の平和思想が結実したものだといふ。

同書によると、北アメリカの五大湖からニューヨーク州のあたりにかけて、かつてイロコイ族という巨大部族が住んでいた。イロコイ族はいろいろな小さい部族で成り立つていて、11世紀頃は、部族どうしの血で血を洗うような戦いが続いた。その乱世に平和の道を説く人々が現れて、長い時を経て部族を統合するイロコイ連邦という平和同盟をつくりあげる。そして、部族のリーダーたちが集まるイロコイ長老会議で、永久に平和を維持していくという「イロコイ連邦憲

章」が生まれる。この先住民の平和思想がアメリカ合衆国の建国の精神に影響を与える、それがまた、長い時を隔てて日本国憲法にも反映しているのだといふ。

なんと壮大な時空を超えた話ではないか。オバマ大統領や安倍首相、G7の「サミット（頂上）」たちにこそこの話を聞かせたい。そして、かつてのイロコイ長老会議のリーダーたちのように、この世界に永遠の平和を築くための真剣な議論と努力をしてほしいと強く願う。

（たきか りょうじ／広島県呉市在住、元中学校教員）

## 被爆一世として思うこと

鬼原はるか

2016年5月27午後5時半過ぎ、私は夕食の準備をしていて、そのLIVE報道を見ることはできなかつた。

LIVEを見損ねたため、TVニュースを見たり、新聞記事を確保したり、インターネットを開いたりして、オバマ大統領のスピーチを読み聴きした。

最初にオバマさんのスピーチの一部に触れたのは27日夜のニュース番組だった。一部だけを聞いて私の口から出た言葉は、「核廃絶に向けての）具体性が無い」である。その言葉を聞いた我が連れ合いは「ヒロシマに来たことに意義があるんじゃない」と言つた。勿論、戦後71年間

何人の原爆投下の大統領がいたが、誰一人ヒロシマを訪れようしなかつた中で、また退役軍人会の圧力がある中で、現職大統領として広島の地に立つたことは、歴史的に意義深いものがあると私も思ふ。

5月28日付毎日新聞朝刊のオバマ大統領所感（全文）を読み返してみた。今回、感想を本誌から求められ、少々気合いを込めて読んだ。読みながら引かかりを感じたのは、「We（私たち）」が多用されていていたこと。ピンクのマーカーでチェックしてみた。所感中に31カ所あつた。全部が主語ではないが例えば、「私たちはな

ぜここ広島に来るのでしょうか」とか「私たちと全く変わらない人たちです」など。この例でいえば「私たち」ではなく「私はなぜ」「私と全く…」の方が、オバマさんの所感としてより意義深いものになっていたのではないかと思った。他のフレーズが全て「私」である必要はないが、「私たち」とすることで、所感の輪郭を語ついていた母が、今回のオバマ大統領の広島訪問をどう感じたか、できることが「ボンヤリ」とした感が私には残つた。

員で被災者の救護にあつた本川小学校で見たものがいかに言語を絶したものだつたか、日本国憲法9条がいかに大切を語つていたのか、できることがなら聞いてみたかった。

た。「オバマさんよくぞおいでくださった」という思いがにじみ出でていた。

しかし、私は、6月2日に広島県被爆者支援課から郵送された「被爆二世検診の案内」を受け取つたのである。戦後に生まれた私が被爆二世検診を受けるという現実をつくつたアメリカという国に対して、「『恨み』『つらみ』は消えた」と

素直に言えない（アメリカ人個人に「恨み」「つらみ」があるという意味ではない）。被爆された方々が（全員ではないが）いるのに、二世のお前が言うなよ、と言われるかも知れないが、どこか欣然としているものもある。

（きはら はるか／広島県小学校教員）

## 核兵器廃絶の第一歩となるか？

### —オバマ来広の意味を問う市民シンポー



オバマ米大統領の広島訪問を無条件に歓迎する雰囲気がつくられるなか、「核兵器廃絶の第一歩となるか否か」—オバマ大統領の来広の意味を問う市民シンポジウム」が訪問当日の5月27日、広島市中区の県立総合体育館でひらかれ、約100人が参加した。同シンポは、「核兵器廃絶日本NGO連絡会」と「核兵器廃絶をめざすヒロシマの会」が共催。

シンポジウムは、オバマ氏の原爆慰靈碑前での演説など52分の平和記念公園滞在を参加者がテレビの実況中継で見届けた後始まり、6人のパネリストが、オバマ氏の広島訪問にあたつてと核廃絶に向けての取り組みを報告するとともに、オバマ演説などについて意見を述べた。

このなかで、NGO（非政府組織）として国連との特別協議資格をもつピースボートの川崎哲共同代表は、「核兵器禁止条約について議論する国連作業部会が、5月にジュネーブでひらかれ参加した。80カ国以上が集まり、過半数は早期の禁止条約交渉開始を求める、何をどのように禁止するかなど条約の中身に関する具体的な提案を出している。8月の作業部会で来年の交渉開始が採択されると、秋の

シンポジウムは、オバマ氏の原爆慰靈碑前での演説など52分の平和記念公園滞在を参加者がテレビの実況中継で見届けた後始まり、6人のパネリストが、オバマ氏の広島訪問にあたつてと核廃絶に向けての取り組みを報告するとともに、オバマ演説などについて意見を述べた。

また、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）の藤森俊希事務局次長は、オバマ氏が7年前のプラハ演説で批准すると宣言したにもかかわらず、未批准の包括的核実験禁止条約（CTBT）批准実現を報告、「広島演説はCTBTに触れておらず、空疎な」とばが並んでいただけだった」と批判した。「ヒロシマの会」の森瀧春子共同代表も、「被爆者の怒りを代弁しきれない。原爆投下が過ちだつたことを認め、謝罪するようオバマ氏に求めたが演説にはなかつた。謝罪を求めると言

国連総会での決議を経て、来年に核兵器禁止条約交渉を始めることが現実になる。しかし、アメリカをはじめ核保有国は作業部会を欠席、アメリカと同盟関係にあつて『核の傘』の下にある国々約20カ国は条約交渉開始に反対しており、日本はそのリーダー格だ。作業部会開催中にオバマ氏の広島訪問が発表されたが、その米日のトップが広島に来て、「核なき世界をつくる」というのはジョークか? という印象だつた」と報告した。そして、「オバマ氏の広島訪問は歴史的意味があるが、今この局面で、核兵器を禁止できる国際的条件が整つているのにたいして、演説で何も言わないので、禁止条約交渉がすむプロセスを妨げる政治的意図を読みとらざるを得ない」と述べた。

また、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）の藤森俊希事務局次長は、オバマ氏が7年前のプラハ演説で批准すること宣言したにもかかわらず、未批准の包括的核実験禁止条約（CTBT）批准実現などを広島訪問にあたつて要望したことと宣言したにもかかわらず、未批准の包器廃絶につなげていきたい」と述べた。世代が核兵器に目を向けたので、今がチャンスだ。被爆の実相を伝えることで核兵器廃絶につなげていきたい」と述べた。

会場の参加者からは、「オバマ氏が広島に来れる状況をつくつたのは、アメリカの市民だ。アメリカでは、特に若い世代に原爆投下はまちがつていたという意識が徐々に多くなっている。これは、市民団体がニューヨークで8年かけて3万人の高校生と被爆者の対話を実現するなど、市民の地道な運動の結果だ。問われているのはオバマじやなくて、われわれ日本の市民だ」などの発言があり、来日した韓国人被爆者の代表は連帯のあいさつをした。

# 参院選1人区全32区で野党共闘成立

—6月5日に全国統一総がかり大行動—

4野党、市民連合と政策協定締結

6月22日公示、7月10日投開票——日  
日、民進、共産、社民、生活の野党4党  
党首らが、学生団体SEALDsや「学  
者の会」、「ママの会」などでつくる「安  
保法制の廃止と立憲主義の回復を求  
める市民連合」（略称＝市民連合）  
と参院選に向けた政策協定を締結し  
た。

共同記者会見に先立ち、野党4党

が32ある参院選1人区すべてで統一  
候補を擁立したことを受け、市民連  
合呼びかけ人の山口二郎・法政大学  
教授らが「政策要望書」を提示、4  
党代表が協定に署名して合意が成立  
した。当初困難視されていた1人区  
における「野党共闘」の態勢づくり  
は「奇跡的」に全32区で実現。これ  
で野党が一丸となつて自公与党と戦  
える条件が整つたことになる（なお、  
協定は、①安保関連法の廃止、②立  
憲主義の回復、③改憲勢力が3分の  
2の議席を獲得することを阻止、④  
貧困の解消、⑤TPP合意反対、⑥



国会正門前ステージ（日韓ネットより）

本の将来にとつて極めて重大な選択が迫  
られる参院選を1ヶ月後に控えた6月7  
日、民進、共産、社民、生活の野党4党  
党首らが、学生団体SEALDsや「学  
者の会」、「ママの会」などでつくる「安  
保法制の廃止と立憲主義の回復を求  
める市民連合」（略称＝市民連合）  
と参院選に向けた政策協定を締結し  
た。

共同記者会見に先立ち、野党4党

が32ある参院選1人区すべてで統一  
候補を擁立したことを受け、市民連  
合呼びかけ人の山口二郎・法政大学  
教授らが「政策要望書」を提示、4  
党代表が協定に署名して合意が成立  
した。当初困難視されていた1人区  
における「野党共闘」の態勢づくり  
は「奇跡的」に全32区で実現。これ  
で野党が一丸となつて自公与党と戦  
える条件が整つたことになる（なお、  
協定は、①安保関連法の廃止、②立  
憲主義の回復、③改憲勢力が3分の  
2の議席を獲得することを阻止、④  
貧困の解消、⑤TPP合意反対、⑥

辺野古新基地建設の中止——などを盛り  
込んでいる）。

総がかり行動実委・市民連合が  
「政治を変えよう」全国大行動

この政策協定調印に先立つ6月5日、  
「明日を決めるのは私たち——政治を変え  
よう！6・5全国総がかり大行動」（主催  
＝総がかり行動実委・市民連合）が全国

統一行動として取り組まれ、戦争法廃止、  
貧困・格差是正、参院選野党勝利、安倍  
内閣退陣などのスローガンを掲げた集会  
が全国各地で開かれた。このうち、東京  
では4万人（主催者発表）余りの人々が

国会を包囲し、国会正門前ステージ、霞  
が関・農水省前ステージ、日比谷公園ス  
テージの3ヶ所に分かれてアピールがお  
こなされた。

国会正門前では、市民連合の山口二郎  
氏が挨拶に立ち、「安倍首相は参院選の争  
点が経済問題であるかのように言つてい  
るが、争点はやはり憲法問題だ」「最近の  
世論調査でも改憲世論は減少し、9条改  
憲にいたつては反対が68%にものぼつて  
いる」と指摘、しかしこの参院選に野党  
が勝利しなければ安倍首相は「支持を得  
た」として、「改憲へ、戦後憲法体制の破  
壊へと突き進む。死にものぐるいで参院  
選を闘おう」と呼びかけた。そして、4  
月の北海道での衆院補選で野党統一候補  
が接戦に持ち込んだことを取り上げ、「無  
選を闘おう」と呼びかけた。

政党代表の挨拶の後、アピールにたつ  
た作詞家・音楽評論家の湯川れい子氏は、  
80歳という年齢を感じさせない元気さで  
安倍政治を批判、「半世紀前、ビートルズ  
が日本に来た時、読売新聞の正力松太郎  
が武道館を貸さないと言つたが、彼らが  
歌つたのは、『皆 言葉も人種も超えて平  
和に生きようよ』という内容だつた。正  
力氏は歌詞がわからなかつたのか。私と  
感性が合わなかつた。今、安倍首相に同  
じ匂いを感じる」「この参院選で1人が3  
人を口説いて下さい！」と野党勝利に向

憲にいたつては反対が68%にものぼつて  
いる」と指摘、しかしこの参院選に野党  
が勝利しなければ安倍首相は「支持を得  
た」として、「改憲へ、戦後憲法体制の破  
壊へと突き進む。死にものぐるいで参院  
選を闘おう」と呼びかけた。そして、4  
月の北海道での衆院補選で野党統一候補  
が接戦に持ち込んだことを取り上げ、「無  
選を闘おう」と呼びかけた。

けてつよく呼びかけた。

ジャーナリストの高野孟氏は、「もうかなりの年齢になつてしまつたが、こんな世の中を残して無責任に死ねない!」「安倍首相は、安保法制を通した後、次の参院選までに国民は忘れてしまうと言つたが、それはさせない」「今日の参加者も7割はシニアのようだが、シニア民主主義、あらゆる手段を使つて安倍政治を終わらせたい」と訴え、大きな拍手を受けた。

SEALDsの奥田愛基氏は、「1年前の6月5日、ここに集まつたのは500人でしたが、今日は4万人が参加している」「亡くなる少し前、菅原文太さんと対談したおり『弾は一発残つともがよ』といふ『仁義なき戦い』でのセリフの意味を聞きました。それは『どんな絶望的な状況でも自分にやるべきことは残つている』ということだと言わされました」と紹介した。

「ママの会」の星野さんえ氏は、「私は2歳、4歳の子どもがいるが、命がけで産んで育てている。毎日本当に心配がたえない。子どもはかけがえのない宝。戦争で命を奪われることは母としては耐えられない。政府は抑止力で戦争を抑えようとしている。しかし、アメリカを見ればわかるように、それではテロや戦争は防げない。アメリカの真似はやめてほしい。戦争・空爆で子どもも大勢殺されている。

もう誰も殺さないでほしい。先日、集会に現役自衛官の母親が参加し、『息子に万が一のことがあつたら、政府は命を戻してくれるのか』と問い合わせていた。今

は平和か戦争かという分かれ道に来ている。安保法廃止! 誰の子どもも殺さない日本を!」——と切迫した思いを訴えた。

(編集部N)

## 山口から

### 野党統一候補と市民連合が政策協定

#### —5・28県民大集会で纏纏氏が調印—

山口県では、5月28日の午後、「総がかり行動やまぐち県民大集会」(主催=同実委)が山口市の維新百年記念公園・野外音楽堂で開かれ1500人が参加した。

「私たちは諦めない 私たちは止まらない 安保法制廃止のその日まで」——をスローガンにしたこの集会は、4月7日に民進、共産、市民の野党3党や市民団体の要請を受け無所属の野党統一候補として出馬表明し活動を広げてきた纏纏厚氏(前・山口大学副学長)の参院選勝利をめざしておこなわれたもので、同時に、市民連合(前述)と纏纏氏の間で締結された政策協定の調印式を兼ねたもの。

主催者挨拶にたつた作家の那須正幹氏は、「最近アベちゃんは安保法制や改憲の事は全く言わなくなり、昨日などオバマ大統領にくつづいてまるで生まれながらの平和主義者であるかのように振るまい、『核兵器のない世の中をつくりましょう』などと白々しいことを言つていた」、「今

自公政権は安保法制は隠して経済、消費税問題にすりかえ欺こうとしている」と批判、「二億総活躍などと言い始めているが、為政者が『一億』とか叫び始めるとろくなことはない。戦時中は『進め一億火の玉だ』、負けがこむと『一億玉砕』、

火の玉だ」と力強く呼びかけた。その後、市民連合呼びかけ人の一人、石田英敬氏(東大大学院教授)との間で「政策協定」の調印式が行なわれ、石田氏は「市民連合として全力で纏纏氏を応援する」と宣言した。

石田氏は記念講演で昨年からの安保法制反対運動の発展、広がり、特徴を跡づけ、市民連合結成に至る経過を簡潔に報告したあと、アベ政治の危険な特徴を指摘、①情動・気分の政治に動かされない②一人ひとりの生活と密着した政治を実現すること——を提起、「情動の政治しかできないのは無能の証拠。だからこそ気分の政治」に逃げこむのだ」とアベ政治を批判、「SEALDsの若者やママの会など、自らと子どもたちの未来を守ろうとする若い世代の運動が芽吹いている。平和こそ未来を守る出発点だとの自覚をたかめ、新しい運動をつくりはじめてい

負けると『一億総懺悔』だと安倍政権の欺瞞を鋭く暴露した。

民進、共産、社民各党の国会議員の連携挨拶のあと決意表明にたつた纏纏厚氏は、「安倍の膝下から大きな風を巻き起こす」とのべ、「立憲政治を壊し命のやりとりをする日本にしてはならない。死をもつて贈われる平和は平和とは言わない。逆行するアベ政治にストップをかけるチャンスが到来した。山口から日本を変えよう」と力強く呼びかけた。

その後、市民連合呼びかけ人の一人、石田英敬氏(東大大学院教授)との間で「政策協定」の調印式が行なわれ、石田氏は「市民連合として全力で纏纏氏を応援する」と宣言した。石田氏は記念講演で昨年からの安保法



候補・野党・市民連合が手をとりあう

（編集部N）

# 市民のための「国家緊急事態条項改憲論」講座（その4）

永山茂樹

（前号からつづく）

安倍改憲の「第四の矢」、国家緊急事態条項改憲論について解説してきた。連載はひとまず今回で最終とする。そして今回は、自民党憲法改正草案・第九章を検討する。五では緊急事態宣言の主体・要件・手続など緊急事態宣言権を規定する九八条を、六では緊急事態宣言の法的効果などを規定する九九条をとりあげる。

## 五、自民党改憲案の逐条的検討（その一）—九八条について

（1）九八条一項・宣言権の行使主体  
文言からあきらかなるように、宣言権の行使主体は内閣総理大臣だ。だが一項末は閣議について言及する。これはどう読むか。

（2）九八条一項・宣言権行使の客観的条件  
緊急事態権は憲法規定の全部または一部の効力を停止させる。もつとも強権的で危険な国家権力の形態だ。だから権力統制（立憲的統制）をおもな任務とする憲法は、緊急事態権およびその前提となる緊急事態宣言権が濫用されないように適切に制限しなければならない。そういう問題意識をもつて本条一項を読んでみ

よう。

九八条一項は「内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大

規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるとときは、法律の定めるところにより、

閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。」とし、緊急事態宣言権（以下、宣言権とする）の行使主体・条件・手続などを規定する。

### （2）九八条一項・宣言権行使の客観的条件

つぎに規定するのは、宣言権行使の客観的条件である。本項は①日本に対する外部からの武力攻撃、②内乱等による社会秩序の混乱、③地震等による大規模な自然災害、④その他法律で定める緊急事

態の四つをあげる。

①では「我が国に対する外部からの武力攻撃」のひろがりが問題となる。

これは、安保関連法で議論された「我が国に対する外部からの武力攻撃」概念とどういう関係にあるか。たとえば武力

の國務大臣を、内閣総理大臣は自由に罷免できる。そのため閣議は形式的にならざるをえず、内閣総理大臣の独断で宣言は発せられる。

したがって閣議にかけることが手続的要件だからといって安心はできない。内閣総理大臣による独裁政治が防がれているわけではないのだ。

また日本が直接の攻撃対象ではないが、「我が国と密接な関係にある他国」にたいする攻撃や、日本の領域外に展開する自衛隊や自衛隊員が参加する多国籍軍・PKOなどにたいする攻撃も、「我が国にたいする外部からの武力攻撃」にあたるとなみなされることはないか。

そもそもこの部分は、現行憲法九条ではなく、改憲された九条、すなわち「我が国の平和と独立並びに国および国民の安全を確保」し（九条の一・二項）、「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調しておこなわれる活動および公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るために活動を行うことがで

攻撃事態法、一条は、武力攻撃事態、「等」として、武力攻撃事態と武力攻撃予測事態とを括している。改憲案九八条一項「武力攻撃」のなかに、「武力攻撃事態等」（武力攻撃予測事態）はもちろん、武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態も含まれる可能性がある。



自由民主党

きる」国防軍（同三項）の存在と連動するだろう。現行九条を前提とした「我が国に対する外部からの武力攻撃」を超えて、より広い意味の「我が国に対する外部からの武力攻撃」に対応したものとして構成されるはずである。そうすると①は、日本が直接かかわらない軍事紛争全般について、宣言権行使を正当化する可能性を排除していないといえる。

②では「内乱等による社会秩序の混乱」のひろがりが問題となる。

刑法七七条は、国の統治機構を破壊し、又はその領土において国権を排除して権力を行使し、その他憲法の定める統治の基本秩序を壊乱することを目的として暴動をした者について、内乱罪で処罰する。②は、この内乱罪の規定ぶりとくらべると、(a)「等」の一字をくわえ、(b)

「統治の基本秩序」（を壊乱することを目的としなくとも）、「社会秩序」（の混乱がひきおこされたならば）、宣言権行使できるという特徴がある。内乱罪に該当しない行為でも（たとえば国民が国会周辺で集会をしたとき）、社会秩序の混乱が生じたとみなされると、②が適用される①。

④では、「その他の法律で定める緊急事態」のあいまいさが問題となる。憲法じしんはその範囲を限定せず法律にまかせることから（白紙委任）、権力濫用の危険がある。

のちにみる九九条一項では、宣言下で財政議会主義と地方自治の停止を予定する。このことからすると、國家財政の「緊急事態」や、国と地方自治体との法的紛争が、法律で緊急事態に指定される可能性がある。また①で問題とした武力攻撃予測事態、我が国と密接な関係にある他国にたいする攻撃や、②で問題とした（内乱以外の原因による）社会秩序の混乱は、④をつうじて宣言権行使の対象になる。

こうしてみると①②④の各条件は、宣言権行使者の判断と、国会の協力によって容易に拡張され

る。宣言権の行使は制限されていない。なお③では、「地震等による大規模な自然災害」がとりあげられている。あらかじめ、通常とは異なる権力行使の方法を法律でさだめることを、多くの憲法研究者は否定しない。ただそれは災害対策基本法をはじめとする通常の法律で対応でき、災害対策を理由にする改憲の必要はない（改憲事実の不存在）という批判がある。このことについては連載第一回目（本誌三七七号）で述べている。

宣言権行使の客観的条件として、もう一つ「特に必要と認めるとき」という文言が付されている。この点はどうか。

この文言がかりに「特に必要と認められる」であれば、宣言は、外部からの客観的審判をうけなければならない。しかし本項は「特に必要と認める」とし、内閣以外の機関等が外部から関与することをもとめない。その判断は、宣言権行使する内閣総理大臣と内閣の主觀にゆだねられることになる。したがって立憲的統制にはならない。

そのことを前提にして、（客観的には）宣言権を行使する必要性がなかつたにもかかわらず、内閣総理大臣がそれを行使し、国民の自由や権利が害されたばあいをかんがえてみよう。このような権力行使は、逸脱や濫用、ゆえに違憲無効だ。ところがそれを裁判所に提訴したとして、わち内閣は「時宜によらずとも」（すなわち

必要性の判断は、内閣総理大臣が主觀的におこなうものであり、裁判所が客観的に判断する問題ではないとして、訴えがありは、統治行為論を援用しておなじような結論にいたるかもしれない）。いずれにせよ、現状ではこの領域において、司法の積極的統制をつうじた国民の権利回復は期待できない。

### (3) 九八条二項・国会の承認手続

二項は「緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならぬ」と規定する。国会は、この規定にもとづき宣言権を統制できるだろうか。

内閣は宣言権行使について国会の承認を求め、決議案を国会に提出する。国会は、宣言を認めないことができる。そうであつても、不承認権の行使には限界がある。

①事前と事後とが「又は」でむすばれ、対等のものとして位置づけられる。現行憲法が、国会の条約承認手続について「事前に、時宜によつては事後に」（七三条三項。なお改憲案七七条三項は「やむを得ない場合には」とする）と規定し、事前承認を原則に位置づけたのとくらべると、本項の特徴が浮き彫りになる。すな

ち、特段の事情がなくとも、内閣の判断で事後承認にまわすことができる。改憲Q&Aは「当然事前の承認が必要ですが、緊急事態に鑑み、事後になることもあります」とする。この説明は、改憲案の表記を正しく反映している。

(2)国会の召集は実質的に内閣がきめる。

内閣は召集決定を先延ばしすることで、承認議案を提出することも当然に先送りにできる<sup>②</sup>。なお改憲案五三条は、臨時国会の召集について「いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があつたときは、要求があつた日から二十日以内に臨時国会が召集されなければならない」とする。このことによつて「二十日間は国会による不承認を心配しなくてよい。しかもとくに安倍内閣のばあいは、この規定を遵守する保証がない<sup>③</sup>。

(3)国会の承認が、緊急事態を宣言する行為のみを対象にするのか。あるいは国会は承認するにあたつて、緊急事態宣言が有効となる開始日や終了日などの条件を付したばあい、内閣総理大臣は、それに拘束されるのか。

(4)国会の事後承認には期限が定められていない。だから内閣は右(1)および(2)の方法を駆使して、事後承認手続を遅らせることができる。もちろんそのあいだ、九九条がさだめる権限を自由に行使できることがある。あるいはこの期限は、承認手続の他

の点とともに特別の法律で規定されるかもしれないが、そのことは草案では不明だ。

以上のことから、内閣は、国会（とりわけ野党）による批判と不承認を回避して、緊急権を自由行使することが可能である。

#### (4)九八条三項・解除・不承認の効果

三項は「内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならぬ」と規定する。

ここでは第一に宣言の解除、第二に宣言の延長手続がさだめられる。

宣言が解除されるのは、(1)国会が不承認の議決をしたとき、(2)宣言を解除すべき旨を議決したとき、(3)内閣総理大臣じしんが宣言を継続する必要がないと認めること、の三つだ。いずれも宣言は「速やか」に解除される。

法律用語としての「速やか(な)」は、

法律用語としての「直ちに」とくらべて、即时性が弱い。したがつて宣言をじつさに解除するまで、内閣には時間の余裕があたえられている。さらに「速やか」には、法的な意味はなくもつぱら訓示的意味でもちいられることがある。だとすると①～③のばあいも、宣言の解除を決定するための閣議の開催について内閣総理大臣には裁量権があり、また決定について内閣総理大臣と内閣には裁量権があると読む可能性もある。

#### (5)九八条三項・宣言の延長

九八条三項は宣言の延長手続を定める。これについては次の問題がある。

第一に百日を超えて宣言を継続しようとするときには、百日を超えるごとに、事前に国会の承認をえなければならぬ。前項で指摘した国会の事後承認の先延ばし問題は、本項とあわせてよむなら、百日が最長期限となることになるだろう。

なお①～③以外に、定められた宣言を

国会が事後に不承認の議決をしたり、国会が宣言を解除すべき旨を決議したり、

国会が事後に不承認の議決をしたり、

問題は、この百日という長さが適切であるかということである。

第二に延長の回数には上限がない。そのため、延長を無限に繰りかえすことが(百日ごとに国会の承認さえとりつけば、という条件はあるが)可能である。これによって、「日常」と「例外」が逆転し、民主主義国家は恒常的な緊急事態国家へ転化する危険がある<sup>⑤</sup>。

## (6) 九八条四項・参議院の権限

四項は、「第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中『三十日以内』とあるのは、『五日以内』と読み替えるものとする」と定める。

本項は、宣言の承認手続において、①

参議院で衆議院とて違った議決をしたばあいに、両院協議会を開いても意見が一致しないとき、または②参議院が、衆議院の可決した予算案を受け取つたのち、国会休会中の期間を除いて三十日以内に議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とすることをさだめた条項(現行改憲案いすれも六〇条二項)を、準用するときだめる(「準用」とは、ほんらいとは別の場面でもちいるために、必要な修正をくわえることをいう)。さらに本項では、六〇条二項「三十日以内」を「五日以内」と読みかえる。

この規定には二つの意味がある。

第一に、現行憲法は二院制をとり、衆参両院の独立・対等を原則としている。

だが本項では、この対等性は否定している。このような「衆議院の優越」は、現行憲法でも、法律の議決・内閣総理大臣の指名・予算や条約の承認などでもみられることがある。ただしあらたな優越性がくわわるぶん、国家権力(国会の権限)は

一部(衆議院)に(少なくとも現状以上に)集中する。統治機構全体のバランスをくずす可能性がある。

第二に、本項によって参議院にあたえられた審議時間は、わずか五日に限定されている。その短さが問題となる。

たとえば衆議院が宣言を承認した後、

①五日以内に参議院が否決すれば、両院一致で「宣言の承認」が国会の議決とな

り、②五日以内に参議院が否決すれば、衆院の決議である「宣言の承認」をもつて国会の議決となり、③五日以内に参議院が承認も否決もしなければ、衆議院の決議である「宣言の承認」をもつて国会の議決となる。

これほど短期間で、実質的な審議は期待できない。「緊急事態だから(急ぐ必要がある)」ということなのか。じつさい、

改憲Q&Aはそう説明する。だがそうでなければ、緊急性の要請は、衆議院の審議にもおおよそなくてはおかしい。それなのに衆議院の審議期間のさだめは欠けていい。このアンバランスを、緊急性から説明することはできない<sup>⑥</sup>。緊急性を理由にして、じつは参議院の存在をおとしめることが主目的ではないかとおもわれる。

なおこの規定は、宣言について初回の承認をするときだけでなく、延長手続に適用される。その点でも、参議院は、初回の宣言と宣言に基づく権力行使の適切性について議論する役割を期待されて

六、自民党改憲案の逐条的検討  
(その二)——九九条について

いない。

### (1) 九九条一項・立法権の所在

九九条は、宣言権が行使されることで生じる法的効果を規定する。

第一項は「緊急事態の宣言が発せられ

たときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行

い、地方自治体の長に対して必要な指示をることができる」と規定する。

これによつて、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるところになる。ヒトラーの独裁をまねいたドイツの全権委任法(一九三三年)一条「ライヒの法律は、ライヒ憲法に定める手続によるのほか、ライヒ政府によつてもこれを議決することができる」に匹敵する。

国民の自由と権利を制限する規範は、さだめられた手続(たとえば会期制、二院制、委員会中心主義、議事と記録の公開、野党の発言保障、公聴会制度など)に制限する規範の制定を防いでいる。現行憲法は、国会が「国の唯一の立法機関」であることをさだめるとともに(四一条、また内閣が制定する命令は、法律を運用

するためのもの、あるいは法律の細部を規定するもので、法律から独立して内閣が規範をつくることはゆるされない。

九九条一項は、国会だけが法律制定権を行使できるという原則(国会中心立法の原則)をくつがえし、宣言権が行使されたばあいに、国民が直接に責任を追及されることのできない内閣にも、法律制定権をあたえる。

本項だけでは、宣言下でも国会は立法権をうばわれず、国会と内閣は競合して立法権を行使することになる。しかし、国会の制定する法律と、内閣の制定する政令が法的に等価なら、「後法は前法に優先する」という法の原則がおよぶことになる。国会が制定した法律の内容を、後からつくる政令で書き換えることが可能になる。内閣には、国会が制定した法律を自由に改廃する権限があたえられることがある。これは、国会の立法行為に他の機関が関与できないという憲法上の原則(国会単独立法の原則)の変更にもあたる。

国会で議決するばあい、憲法・法律でさだめられた手続(たとえば会期制、二院制、委員会中心主義、議事と記録の公開、野党の発言保障、公聴会制度など)の枠内で、野党と国民が法律案に異議を申し立てることができる。内閣の一存で政令という形式で制定されてしまうならばどうだろう。短期間に反対派のいない

密室で決定され、国民からの広汎な異議申し立ては困難になる。

たしかに現行法には、法律と同一の効力をもつ政令の制定権（緊急政令権）をさだめた法文が五つある（災害対策基本法一〇九条、一〇九条の二、新型インフルエンザ対策特別措置法五八条、国民保護法九三条、一三〇条）。しかしこれらはいずれも国公閉会中もしくは衆議院解散中における非常の措置であり、国会が開会中には適用されない。したがってこれらをあげて、内閣が法律と同一の効力を有する緊急政令制定権の先例があるかのように論じるのは、不正確だ。

## （2）九九条一項・財政支出

### 財政処分権

本項は、内閣総理大臣に「財政上必要な支出」を行う権限、および「財政上必要な）その他の処分」を行う権限をあたえる。

そもそも現行憲法は、財政上の必要な支出その他の処分について、国会の議決にもとづくことを原則とする「財政議会主義」を採用した（八三・八五条）。これは（国王の課税権濫用にたいする市民の当然の抗議を具体化した）近代市民憲法にとつての基本原則だ。それにたいして本項は現行八三・八五条に形式的には手をつけないけれども、じつはそれをくつが

えている。

また権限の所在も注目される。通常、行政権の行使は合議体としての内閣の決定に基づいていなければならないが、ここでそういう内閣による統制から形式的に離れている。

以上のことを、現行憲法・財政法における予備費制度と比較しておこう。現行憲法にも「予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる」予備費制度がある（八七条）。財政法において、予備費の支出は、財務大臣が管理することとする（財政法三五条）。これに比して本項は、内閣総理大臣が単独で行使するとした特徴がある。

また予備費のばあいは、国会で議決された予算を根拠にし、その枠内での支出にとどまる。しかし本項では、予算の根拠がないにもかかわらず、予備費の額をこえて支出することができる。

このように、現行憲法および財政制度とくらべてはるかに強力な権力を内閣総理大臣にあたえている。

### （3）九九条一項・長に対する指示権

これにたいして、本項は、自治・法定受託事務の区別なく、一切について国の指示の対象になる。さらに両事務について国の指示権が濫用されないように地方自治法が定めた条件に相当するものはない。そのため宣言下で国の指示権は無限

記されていないため、法律による具体化を待つことになる。ただそれを限定する要素は改憲案にない。

法定受託事務にかんして、「各大臣は、その所管する法律又はこれに基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき」に、当該法定受託事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる」と規定する（地方自治法二百四十五条の七）。

また自治事務にかんして、国の指示をしてそこから当然にみちびかれる団体自治の原則（地方自治体は、国や他の団体から自立して自治権を行使できるということ）を否定することにつながりかねない。これを、辺野古新基地建設をめぐる国と沖縄県の対立にあてはめて想像してみる必要がある。

### （4）九九条二項・国会の承認

二項は「前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。」と規定する。

ここでは、宣言下の緊急政令および財政上の処分について、事後に国会の承認

改憲Q&Aは、「地方自治体の長に対す  
る指示は、もともと法律の規定を整備す  
れば憲法上の根拠がなくても可能です。  
規定です。したがって、この規定を置い  
たからといって、緊急事態以外では地方  
自治体の長に対して指示できないという  
わけではありません」とする。しかし緊  
急の必要性の要件をともなわずに内閣總  
理大臣の指示権を規定したこと、現行  
地方自治法の枠内にあるかのような説明  
は、ただしくない。

自治体の長にたいする指示権行使は、憲法が保障する地方自治（現行八章）、そしてそこから当然にみちびかれる団体自治の原則（地方自治体は、国や他の団体から自立して自治権を行使できるということ）を否定することにつながりかねない。これを、辺野古新基地建設をめぐる国と沖縄県の対立にあてはめて想像してみる必要がある。

を得ることを義務づける。だが以下の三点から、国会の承認権は限定的なものにとどまる。

第一に、本条一項の①政令制定と②財政上の処分については、国会の承認を義務付けている。だが③自治体の長にたいする指示については、国会の承認権はまったく及ばない。さらにいえば、この指示は、地方自治法の定めを超越する可能性がある。そのような指示についてすら国会の承認権が行使できないとすれば、地方自治制度に関する国会の立法権は形骸化する。

第二に、①と②についての国会の承認は、事後に限定され、事前承認は（そして事前の否認も）はじめから排除されている。しかも事後承認には期限が定められていない。したがって内閣は、かりに国会の承認を得ることに困難が予想されるばあいには、承認の決議案の国会提出を先送りすることで対応できる。この先送りには、九八条における宣言の承認先送りと同様の問題がある。

第三に、①と②についての国会の事後承認がかりにえられなかつたばあいでも、将来効力が失われるだけである。すでに制定された政令の運用やおこなわれた处分がさかのぼつて違法とされたり、政令の運用や処分によって生じた損害にたいする国の損害賠償や損失補償の責任が認められるといったことはないだろう。改

憲Q&Aは「なお、緊急政令は、承認が得られなければ直ちに廃止しなければなりませんが、緊急の財政支出は、承認が得られなくても既に支出が行われた部分の効果に影響を与えるものではないと考えます」とする。

このように本項がさだめる国会の承認権には、承認の対象と効果が限られること、しかも内閣はその行使を回避することができるなど、といった限界がある。

## (5) 九九条三項・国民の権利制限

三項前段は、「緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる國その他公の機関の指示に従わなければならぬ。」と、また同項後段は「この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない」と規定する。

本項は宣言権が行使されることによる法的効果として、国民には「当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関する規定は、最大限に尊重されなければならない」と規定する。

本項は宣言権が行使されることによる法的効果として、国民には「当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関する規定は、最大限に尊重されなければならない」と規定する。

しかしそもそも改憲草案は、人権総論の箇所で、現行憲法の「公共の福祉」を「公益および公共の秩序」にかきかえ、それを理由にした人権制限を可能にしようとしている（二二・二三条）。つまり九九条三項は「国の緊急事態権は人権に優先する」という構図のなかで理解する必要がある<sup>⑦</sup>。緊急事態における政府の命令

でも、宣言の発せられる条件は限定されていらない。だから本項前段「緊急事態の宣言が発せられた場合」は、限定条件になつていい。

また国家が国民の自由や権利を制限するには、必要最小限でなければならぬ。しかじつさいは、内閣はある命令について、それが「国民の生命、身体及び財産を守るために行われる」ものであること、それにもなう国民の権利制限が必要最小限にとどまることを主張するだろう。そのような主張に国会となるまでは、効力をもつからだ。

では本項後段は有効な歛止めとなるだたしかに十四条（法の下の平等）、十八条（身体の自由）、十九条（思想良心の自由）、二十一条（表現の自由）その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならないとする。

しかしそもそも改憲草案は、人権総論の箇所で、現行憲法の「公共の福祉」を「公益および公共の秩序」にかきかえ、それを理由にした人権制限を可能にしようとしている（二二・二三条）。つまり九九条三項は「国の緊急事態権は人権に優先する」という構図のなかで理解する必要がある<sup>⑦</sup>。緊急事態における政府の命令

は憲法に拘束されないとした、ナチス時代の全権委任法二条（「ライヒ政府が議決したライヒ法律は、：ライヒ憲法に違反することはむずかしくない。」との類似性のみ

ても、宣言の発せられる条件は限定されていらない。だから本項前段「緊急事態の宣言が発せられた場合」は、限定条件に反することができる。」との類似性のみ

## (6) 九九条四項・国政選挙

四項は「緊急事態の宣言が発せられた場合には、法律の定めるところにおいても、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。」と規定する。

衆議院の解散を凍結することには、国民から選挙権行使の機会を奪うという意味がある。宣言権や緊急事態権といった、民から選挙権行使の機会を奪うという意味がある。宣言権や緊急事態権といつた、議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。」と規定する。

たしかに十四条（法の下の平等）、十八条（身体の自由）、十九条（思想良心の自由）、二十一条（表現の自由）その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならないとする。

しかしそもそも改憲草案は、人権総論の箇所で、現行憲法の「公共の福祉」を「公益および公共の秩序」にかきかえ、それを理由にした人権制限を可能にしようとしている（二二・二三条）。つまり九九条三項は「国の緊急事態権は人権に優先する」という構図のなかで理解する必要がある<sup>⑦</sup>。緊急事態における政府の命令

は憲法に拘束されないとした、ナチス時代の全権委任法二条（「ライヒ政府が議決したライヒ法律は、：ライヒ憲法に違反することはむずかしくない。」との類似性のみ

ても、宣言の発せられる条件は限定されていらない。だから本項前段「緊急事態の宣言が発せられた場合」は、限定条件に反することができる。」との類似性のみ

は憲法に拘束されないとした、ナチス時代の全権委任法二条（「ライヒ政府が議決したライヒ法律は、：ライヒ憲法に違

しかし地震その他の自然災害のあいに、任期の延長や全国的な選挙期日の延期をせずとも、選挙可能な地域で選挙を行い、選挙の実施が不可能な地域にかぎつて繰延投票を行うことが現行法上可能である。これはすでに指摘したとおりである。したがつて本項は、改憲する必要性がないのに改憲するもの、といえる。

七、おわりに

自民党改憲草案第九章の規定は、日本国憲法が意識的に採用しなかつた国家緊急事態権を復活させ、統治全体の仕組を根底から覆すものだ。すなわち、国民・野党・参議院・地方自治体の発言を封じ込め、その権利と自由を剥奪し、国家の緊急事態宣言権と緊急事態権に服従させることをめざしている。その一方で、國家権力は内閣および内閣総理大臣に集中させる。したがつて首相独裁国家が形成される可能性がある。

この改憲の一つの主観的目的は、国民を改憲になれさせるためであるかもしれない。安倍首相はそういう発想の持ち主であることは、すでに挫折した九六条先行改憲戦略（二段階改憲論）にもみてとれる。しかし、その客觀的な意味はけつて「お試し改憲」というようなナマヤサシイものではなく、きわめて重大な改憲構想としてとらえなくてはならない。

「お試し改憲」という表現には、その点をくもらせる危険な効果がある。

このような改憲は、現在、①「災害のとき有必要た」論、②「外国の憲法にはある」論、③「緊急時には選挙はできない」論という、三つのオモテの理由で説明されている。しかしいずれも根拠のない「ためにする」議論の類である。このことは本稿二～四（本誌三七七～三七九号）でのべてきた。

緊急事態条項改憲論は、国民世論の反応をうかがっている。憲法改正草案の文言よりもより洗練された表現へと、部分的に修正されることもあるだろう。しかしそのばいでも、この改憲の本質的な危険性を除去することは不可能である。

安倍首相と自民党がこのようない改憲にこだわる理由は、緊急事態国家と「戦争のできる国」との相互関係に着目することとで、容易に理解することができる。すなわち、一方で、国家緊急事態権行使することで対抗勢力の言論を封殺する強権的国家は、戦争を円滑におこなう国にならない。

この改憲の目的は、日本にかかる公的国家は、戦争を円滑におこなう国に必要な举国一致体制の構築にとつてひじょうに都合のいいものである。また一方で、戦争の脅威を喧伝するデマは、国民に不斷の不安感を与える続けるが、そのことを通して、国家緊急事態権の行使にたいする国民の同意を調達しやすいのだ。

とすれば安保関連法に反対するひとびとは、九条改憲とおなじように、緊急事態条項改憲に正面から立ち向かう必要があるといえる。

憲案ではその召集は、要求があつてから二十日以内であればよい（改憲案五三条）。

⑤緊急事態宣言の常態化とその効果については、すでにアメリカの例をあげて説明した（本誌三七八号）。

⑥自民党改憲Q&Aは、一院制の導入を今後の検討課題としている。本項における参議院の軽視は、これと関連するものだろう。

⑦たとえば自民党の磯崎陽輔は、「他国の憲法では例え緊急事態において『集会を禁止する』というような規定もあるのではないか？」と、そのことはまつたく考えておれば、民主主義に従つて理解者を一人でも増やし、支持の輪を広げるべきなのであつて、単なる絶叫戦術はテロ行為とその本質においてあまり変わらないよう思われます」と書いた。

⑧このよき問題がおきるのは、一つに九八・九九条にもとづいて緊急事態宣言権が行使されたばいに、国会の召集を義務付けたり、国会にかわる特別の常設組織を設置したりするといった制度的対応がかけているからである。

⑨昨年（一五年）安保関連法の制定後、野党からは審議が不十分であることなどを理由に、臨時国会の召集がもとめられた。だが首相はそれを無視したことは記憶にあたりしい。

⑩国会には、内閣にたいして、臨時国会の召集を要求する権限がある。しかし改憲構想としてとらえなくてはならない。

（ながやましげき／東海大学法科大学院教授）

歴史

# 真珠湾「不意打ち」の事の顛末

## —なぜ「追い込まれた」というか—

豊 桜



東條英機・元首相

オバマ大統領の広島訪問が拍手喝采を浴びている。しかし、彼は陳謝はないと言っている。それでも原爆の被爆者にとつては意義のあることは私も認める。しかし、陳謝がないなら、本人にとって、あるいは日本国民にとって、この訪問は何の意義があるのか。少なくともオバマ氏は安倍氏と「日米同盟」の固さを確認した当の本人である。日米安保は場合によつては廃棄すべきというトランプ氏と

比べるとどうなのか。そもそもあの戦争がなかつたら、原爆もなくその被爆者も一人もいなかつたはずである。あの戦争を始めたことを反省せずむしろ意義を認め美化している安倍氏が、オバマ氏を招待したことを論ぜずにオバマ氏が来ることは、ハッキリ言つて「はた迷惑」であり、後悔することになるかも知れない。

この機会だから、極東国際軍事裁判記録を元にしてあの戦争がいかに無意味、

無責任で卑劣なものであつたかを述べよう。戦時の宰相東條英機と、平和主義者で利用された当時の可も不可もない外相東郷重徳を対比させてみよう。時局は「パール・ハーバー」の1~2年前である。

**仮印進駐の「想定外」**

「仮印（ふついん）」とは何

も印鑑の特別の種類でも何でもない。当時のフランス領インドシナ、現在のベトナムを指し、あのハノイやサイゴンを思ひ浮かべればよい。ベトナムというと米國の「ベトナム戦争」を思い浮かべるが、日本こそそれ以前に軍事介入しているのである。日本軍は前後三回仮印に進駐したが、この進駐こそ「パール・ハーバー」になだれ込んでゆくもはや「後戻り不能点」（ポイント・オブ・ノーリターン）であった。

元は中国大陸の奥深く重慶まで退いて頑強に日本の侵略に対抗する蒋介石国民党権であり、広大な中国大陸に泥沼化する日本軍の戦線の膠着は次第に解決困難の様相を濃くしていた。事態をさらに深刻にしたのは、英米が奥地へ延びる「援蒋ルート」（四本あるといわれた）経由で背後から蒋介石政権を軍事的に援助していたことである。一本のルートは仮印から奥深く重慶へ続いていたが、当時のフランスはナチに敗北し、ペタン元帥の

在ヴィシー親独傀儡政権はアジアに手が回らず弱体であった。日本は現地政権に迫り、北部仮印に進駐した（昭和十五年九月十三日）。軍事力を背景にわずかな抵抗を排除して援将ルート遮断を確約させた。日本側はこれを楽な成功とみたが、思わぬ反撃の結果を引き起した。翌年、英・米ついでオランダが日本の資産を凍結したのである。いわゆるABC（Cは中国）包囲網である。これでわかることは戦争原因は南方にあつたが、当事者にとつてさえ意外なことに、最初はハイが叩かれたのである。

速やかな開戦で、「不意打ち」の一発必勝を

歐州戦線におけるナチの進撃は、日本にも影響を与えずにはおかなかつた。戦争の帰趨や勝者の予測には必ずしも一致はなく、距離の置き方もさまざまな議論があつたが、結局枢軸側に深く関与する

路線がヘゲモニーを握り、北部仮印進駐の直後に日独伊三国同盟を成立させた。

仮印問題をおいても日本がナチにコミットしたことは日米間の敵性と離隔に拍車をかけた。

南方の情勢に急迫を感じた日本は昭和十六年七月今度は南に下がつて南部仮印（サイゴン）へ進駐する。今にして思えばこれが「パール・ハーバー」への決定打となつた。米国による対日石油禁輸が発せられたのはこの数日後である。「油」がなければ戦争はできず、外交を天秤にかけつつ、石油ある内の速やかな開戦でかつ一発必勝でなくてはならない。勝つ確率の合理的計算は度外視され、不意打ちは暗黙の了解となつた。何回かの御前会議も対米交渉も常識では事実上結論が出ている空しい時間稼ぎの議論の中で暮れていつた。

### 東條英機の供述書より

「六法全書」（軍事六法）が無趣味中の趣味と言われた、開戦時の総理大臣東條英機の極東軍事裁判の被告供述書で、東條一流的紋切り型の中にも意外にも焦点の「北部仮印進駐」の真実を真情吐露していると思われる箇所がある。

「昭和十五年九月末日日本軍が北部仮印に進駐したことは統帥部（天皇直属で政府の境外であった）とともにこれに関与した。日本の南方政策は米英側の経済圧迫により余儀なくされたもので、日華事変（後述）解決のため米英と重慶との分断、日本の自給自足経済体制の確立が目的であつたが、米英の対日圧迫により予期せぬ結果になつた。」

東條英機は「大東亜の諸民族を律する権利を貢下は誰から賦与されたのか。東條英機は「私はだれからもあたえられていないかった。」

東條英機は「大東亜の諸民族を律する権利を貢下は誰から賦与されたのか。東條英機は「私はだれからもあたえられていないかった。」



東郷重徳・元外相

い侵略の積み重ねの「レガシー」が今となつては自らに仇していることを論理上は承認せざるを得ず、さりとてわけてもそればかりは絶対にとりえない二律背反の矛盾に逢着してしまつたのである。

自足経済が南方（アジア）で平穡無事に邪魔を入れず国策として遂行できるし、遂行すべきとマジメに信じていたのが、それが「東亜新秩序」ひいては「大東亜共栄圏」など悪名高きスローガンの空虚な内実だった。当然この信念と矛盾する外なる者とは戦争になるはずである。「パール・ハーバー」は当事者にとり「追い込まれた」という口実があるが、少なくともそれは論理的には「必然」であった。

### 精神構造が全く理解できない

追い込まれた以上、キーナン主任検事に答へずともいい肝心の点があるのが東條の言い分であろうか。

キーナン主任検事は「いかなる國も他を脅威しない限りその國民の欲する生活方を決定する権利がある」という条を信じるか。

東條英機は「もちろん信じている。

キーナン主任検事では大東亜の諸民族を律す

る権利を貢下は誰から賦与されたのか。東條英機は「私はだれからもあたえられていないかった。」

キーナン主任検事では今一つ、中国に大兵を送り広範な地域を占領しておきながら

日華（日中）間の和平交渉を進めたのは矛盾も甚だしいのではないか。

東條英機は「いや、少しも矛盾ではない。」

これにフォローはない。私はこの尋問の被告の精神構造を理解できない。

### 外交官東郷重徳の自己矛盾と認識の悲劇的甘さ

「昭和十六年十月十七日余は東條大將より外相として入閣を求められた。余はも

し陸軍が支那（中国）駐兵問題で強硬態度をとるならば交渉継続は無意味であり外相就任は拒絶する他ないと述べたが、東條は駐兵問題を含め日米交渉は再検討すると保証を与えたので、就任は受託した。もちろん軍部が日米交渉に就いて強硬態度をとるであろうことは当初より明らかであったが、余はなお両国のため事態を解決し平和を維持する幾つかの余地があると信じたからである。

十月廿三日の最初の連絡会議で杉山元参謀総長（陸軍戦争指導部最高責任者）は急速解決の要を強調し、九月六日の御前会議決定は九月中は外交を主とし戦争準備を従とするも十月上旬よりは戦争準備を主とし外交を従とするにあつたと主張した。塚田参謀次長はさらに悲観的非妥協的で日米交渉の妥結は全く見込みなく、英米がすでに経済断交をなし日本の包囲網を強化しているからただちに自衛の手段をとるべきと主張した。余はかかる

統帥部（陸軍参謀本部、海軍軍令部）

態度に反対し意見の対立を解決するため、連日連絡会議を続け議論を交えた（以下略）。

## 米国務長官の最後通牒<sup>II</sup> 「ハル・ノート」とは（抄）

### 第一、二節 略

第三節 米国政府および日本政府は次の手段を探ること

一、米国政府及び日本政府は英帝国、支那（中国）、日本、和蘭（オランダ）、ソ連、泰国（タイ）及び米国

の間に多辺的不侵略協定を作成することに努力する。

二、米、英、中国、日本、オランダ、ソ連、タイ及び米国との間に一の協定を作るに努力し、それにより仮印の領土保存を尊重しその危機あるときに協議する。この協定中には仮印に経済的特恵を求めるこ

と及び各国はいずれも仮印との貿易及び商業上平等なるべきを規定すること。

三、日本政府は中国および仮印よりすべての陸軍海軍及び空軍及び警察力を撤退する。

四、米国政府及び日本政府は重慶に在る国民政府以外のもの（在南京汪兆銘日本傀儡政府）を軍事的、政治的、経済的に支持しない。

## 鋭い切込みに植民地主義の本音と詭弁

（昭和十六年十一月廿六日手交）

—ハル・ノートについて—

五、両国政府は中国におけるあらゆる治外法権を放棄する。その中には居留地に関する権益および團匪（徒党を組み排外を呼号する暴徒、盜賊）事件協定内の権益を含む。

六、米国政府及び日本政府は最惠国待遇を基礎として両国間の貿易障害を軽減する方針の下に通商協定の会談を開始する。その中には米国は綱をフリー・リストに入れることを約束を含む。

七、米国政府及び日本政府はそれぞれ凍結令を解除する。

八、両国政府はドル・円の比率安定の計画に同意しそれに必要な資金は半分宛出资する。

九、両国政府はいずれも第三国と結んだ協定は本協定の太平洋地域を通じての平和の設定及び維持と衝突するが如く解釈されることのないことに同意する。

十、両国政府は他の政府をして本協定政治上及び経済上の諸原則に同意しこれを実際に適用するよう勧誘するところがあるべきである。

東條 検事 これはもう一生忘れません。  
キ 檢 事 この文章は非常に権威ある  
方法で野村、来栖両大使に渡されたものではないか。

東條 形においてはそうだ、しかし内容においては少しも互譲の精神のないものである。

キ 檢 事 総理としてこの両国宣言案の文句に異議があつたのか。

東條 なし、しかしながらとして実行の伴わぬものはダメなのだ。当時の状況を全然空にして返答することは意味をなさない。英米は当時政治的軍事的に日本を脅かしていた。この通告が單に白紙に書かれたものなら異議はない。しかし白紙ではなかつたのだ。緊迫した日米の状態の上に書かれていたのである。

キ 檢 事 私の聞いているのは國際政策としてハル・ノートは公正妥当なものかということだ。

東條 そうはいいたくない。九か国条約（一九三二年中国の主權尊重・領土保全を定めた國際条約、日本はその後實質破棄）以後には幾多の変化が生じていながら、それに対する認識が足らんのだ。すべてはそれから起つてゐる。例えば、九か国条約は十歳の着物が十八歳になつても未だ着せられないのだ。すべてはそれから起つてころび始めた状態であつた。ほころびを縫おうとしたが成長が早いので仕方がなかつた。九か国条約にはソ連が入つてゐない。

キ 檢 事 ではどこに異議があつたのか。ハル・ノートにある三原則について聞こう。國家は生きているものだ。それを離れてはこの問題は扱えない。

東條 異存ないが日米間には東亜（東アジア）諸国の扱いに相違があつた。キ 檢 事 第一、他国 국내問題への不参与については？

東條 日本としては原則的には支持したが、中国においては特殊な関係にありので影響は大きい。

キ 檢 事 第三の商業上の機会均等については？

東條 これが世界に適用されるなら同感だ。つまり日本が全世界から閉め出しを喰うのでなければである。

キ 檢 事 では米国がこれら原則を要求したのに対し、どこが理不尽だというのか。

東條 そうはいいたくない。九か国条約（一九三二年中国の主權尊重・領土保全を定めた國際条約、日本はその後實質破棄）以後には幾多の変化が生じていながら、それに対する認識が足らんのだ。すべてはそれから起つてころび始めた状態であつた。ほころびを縫おうとしたが成長が早いので仕方がなかつた。九か国条約にはソ連が入つてゐない。

キ 檢 事 ではどこに異議があつたのか。また世界の經濟関係は自由貿易かラブロック貿易に変化したのがその一産業の合作による抗日戰線を指すのか）。また世界の經濟関係は自由貿易か

か）。また世界の經濟関係は自由貿易かラブロック貿易に変化したのがその一産業の合作による抗日戰線を指すのか）。また世界の經濟関係は自由貿易か



ヒトラー(右)を訪問した松岡洋右外相(当時)

の安定確保という九か国条約の精神目前にそつてできるだけ実行しようとした。また満・華事変(柳條湖・盧溝橋両事件の当時の呼称)特に太平洋戦争直前には英國が明らかに敵性を帯びてきいた。それで日本は日米交渉を通じてその改正問題にも触れた。近衛声明、日華基本条約、日満華(日本、満州国)日本(日本、満州国)共同宣言の承認を米国に求めたのもそのためである。

(注) 事変 「戦争」に達しないが警

察力では鎮定できないレベルの擾乱。

宣戰布告を必要としない。

（注）事変 「戦争」に達しないが警 察力では鎮定できないレベルの擾乱。  
（修身）軍令部総長（海軍戦争指導部 最高責任者）で次に伊藤次長が攻撃まで交渉を打ち切らないでおいてくれと云つた。

問（翻訳文不明）当時の連絡会議 出席者であつた永野、東條、鈴木、星野、武藤は、各被告に聞いたが、東郷を除くほかそんなことはないと否定した。貴下は彼らがウソをついていると云つた。

東郷 その人たちの記憶力を私はあ

まり信用しない。それにはいろいろ実例があげられる。例えば昨年五月ごろ

東郷（アリズン）で東條、鳴田、武藤、岡らに十一月五日の御前會議のことを聞いたがいずれも忘れていた。こんな重大な会議さえ忘れるくらいだから彼らが自分にとつて不利なことを忘れるのも無理はない。当然のことである。いま一つの実例を挙げよう。昨年五月

問 東郷も同じ  
東郷も同じ

問 ハル・ノートの受託を日本の自殺行為と考えたか。

東郷 これを受託すれば今まで日本がとつた施策はすべて大陸においては崩壊する。もし全中国から兵力警察力を引き上げれば日本の企業は存続不可能となり、対外的には敗戦（直）後と今日の日本と同然の状況となる。これも東亜の大國としての日本の自殺だ。

それが日本としては受託できなかつたのだ。

（とよはた こずえ／東京都在住、大学教員）

「不意打ち」は絶対認めないこと

しかし、真珠湾は「不意打ち」で攻撃された。その顛末である。

被告鳴田大将（開戦時の海軍大臣）のブレークニー弁護人の反対尋問。

問 連絡会議で鳴田大将が國際法を無視して攻撃することを主張したか。

東郷 鳴田は黙つて発言しなかつた。

た。最初に「奇襲」をいつたのは永野（修身）軍令部総長（海軍戦争指導部最高責任者）で次に伊藤次長が攻撃まで交渉を打ち切らないでおいてくれと云つた。

問（翻訳文不明）当時の連絡会議

出席者であつた永野、東條、鈴木、星野、武藤は、各被告に聞いたが、東郷を除くほかそんなことはないと否定した。貴下は彼らがウソをついていると云つた。

東郷 その人たちの記憶力を私はあまり信用しない。それにはいろいろ実例があげられる。例えば昨年五月ごろ東郷（アリズン）で東條、鳴田、武藤、岡らに十一月五日の御前會議のことを聞いたがいずれも忘れていた。こんな重大な会議さえ忘れるくらいだから彼らが自分にとつて不利なことを忘れるのも無理はない。当然のことである。いま一つの実例を挙げよう。昨年五月

この法廷建物内で昼食後鳴田から永野と私と三人で話したいことがあるとの申し出で話したことがある。その際鳴田から私は「海軍が奇襲を欲していたとはいわないでもいい」と申し出た。さらに「もしそうしたことを云つたら君のためにはならぬだろう」とはいわないのでもらいたい」と申し出た。さらにもしそうしたこと云つたら君のためにはならぬだろう」と脅迫的なことも言つた。また永野が（病で）死ぬ十日くらいまで、「真珠湾攻撃の責任は全部自分がとる」といつたので、「奇襲攻撃の責任もか」と聞き返すと、「そうだ」と答えた。なお巢鴨以外からも海軍が奇襲を欲していたことはいわぬようにと頼んできたことがある。

問（翻訳文不明）当時の連絡会議で、奇襲攻撃の責任もか」と聞き返すと、「そうだ」と答えた。なお巢鴨以外からも海軍が奇襲を欲していたことはいわぬようにと頼んできたことがある。

問（翻訳文不明）当時の連絡会議で、奇襲攻撃の責任もか」と聞き返すと、「そうだ」と答えた。なお巢鴨以外からも海軍が奇襲を欲していたことはいわぬようにと頼んできたことがある。

問（翻訳文不明）当時の連絡会議で、奇襲攻撃の責任もか」と聞き返すと、「そうだ」と答えた。なお巢鴨以外からも海軍が奇襲を欲していたことはいわぬようにと頼んできたことがある。

戦争政策に抗議して外相職を辞職するのは卑怯なのか

判決文より

「かれ（東郷）の第一回任命の日から、太平洋戦争の勃発まで、かれはその戦争の計画と準備に参加した。かれは閣議や会議に出席し、採用された一切の決定に同意した。」

「日本は包囲され經濟的に首を絞められたという、被告のすべてと共に通な弁護については、すでに他の箇所で論じたが、それに加えて、東郷が特に主張したこととは、合衆国との交渉を成立させるために、（内閣は）あらゆる努力を払うであろうという保証のもとに、東條内閣に加わつたということである。さらに就任した日から陸軍に反対し、かれが交渉を継続するに必要な譲歩をかち得たとかれは述べている。しかし、交渉が失敗に終わり、戦争が避けられなくなつたときに、かれは反対して辞職しようとせず、そのまま職にとどまつて、戦争を支持した。それ以外のことをすることは卑怯であるとかれはいつた。」

「もしろ辞職をすべきではなかつただろうか。山本五六も同様の言を述べていがどうだろう。」

# 『笛吹川』

木下恵介監督

評者 鈴木右文

『笛吹川』（一九六〇）は深沢七郎原作の名匠木下恵介による時代物だが、武田家が支配する甲斐の国の川端に住む一家が戦乱に翻弄される様を民衆の観点から描いた、時代劇としては珍しく支配階級を中心とせず農民に心を寄せた作品である。キネマ旬報ベストテンで邦画第四位となつた名作。

一家五代六十年を描くが、まず祖父は武田信虎の戦いに参加して手柄

をたてた孫に狂喜したものの、信虎の子の胞衣を埋める役を果たす際に出血し斬られてしまい、その孫もやがて討死する。男手を次々失う一家だつたが、孫の一人が家を継ぎ（田村高廣と嫁役の高峰秀子が好演）、ようやく子宝に恵まれても、息子達はやはり戦に憧れ家を出してしまう。いくら命の尊さを説いても耳を貸さない。一家の出で商家に嫁いだ者も武田家に金持ちになり過ぎと疎まれ焼き討ちに遭つて命を落とし、その

子と孫も路頭に迷い武田を恨みながらやがて果てる。息子達は敗走し、嫁（高峰秀子）が隊列にいる息子たちに声をかけるも息子達は敢えて無視し討ち果てる。一家は結局ひとりを残し全員がこの敗走の中で死ぬ。

戦国の世に、農民が戦功による恩賞を求めてこぞつて戦に出掛ける愚かさと、それに起因する悲劇に何とも言えない无力感を観客は感じる。

どんなに武将が勇ましかろうといふ世も最大の犠牲者は名も無き民衆である。五代にわたつて滅茶苦茶にされた一家の歴史に思いを寄せる佳作。攻め込まれて自害する武田の武将にも、君たちが迫害した農民はもつと大変なんだぞと言つてやりたくなる。

パートカラーの使い方に難点があるが、重要な庶民派反戦映画のひとつとして光を放つ。

（すずき ゆうぶん／九州大学

言語文化研究院教員）

## 【特別カンパ御礼】

「何故？」と問いただしたい衝動にか

られるのは、無理からぬことでしょう。「核廃絶」に向けた「演説」は素晴らしいものがあつたのですが、「実行」が伴つていないこともまた、事

せいただきました。おかげさまでこの5月、無事、転居を完了させることができました。これで、「おちつい環境」で「じっくり腰を据えて」仕事に励むことができます。誠にありがとうございました。今後とも、ご指導・ご鞭撻・ご援助のほど、よろしくお願ひ申し上げます。新住所は、この貞の奥付に記しています。

山口にお越しの際は、是非、お立ち寄り下さい。

▼編集後記

武将にも、君たちが迫害した農民はもうと大変なんだぞと言つてやりたくなる。

オバマ大統領のこの「選択」について、マスメディアの「歓迎一色」ぶりには違和感をいだきましたが、世論の底流では賛否両論が渦巻いているようです。実際、原子爆弾を人類最初に戦争で使用した国の元首が「謝罪の言葉なし」で平和公園を訪れたわけですから、被爆者でなくとも

しかし、米大統領という「てつぺん」の人格や思想の如何でアメリカの核政策が一変するほど、米政治が「甘くない」のも事実です。軍産学複合体やユダヤロビーなど権力に大きな影響力をもつ層との闘いなしに「核廃絶」は夢物語です。オバマを大統領に押し上げた大衆運動と離れてしまつたところに、彼の「悲劇」があつたように思われます。（N）

反戦情報編集部（代表：永田信男）

〒753-0212 山口市下小鰐2836-9

(T/F) 083-929-3674

山口連絡所

(T/F) 083-902-3030

広島連絡所

(T/F) 082-233-7322

福岡連絡所

(T/F) 092-292-8521

郵便振替口座

01520-512786  
加入者名 反戦情報  
銀行口座  
普通預金  
加入者名 永田信男

E-mail:hansen-jp@crest.ocn.ne.jp

# バックナンバー紹介

The image is a collage of 12 panels from the newspaper '反戦情報' (Anti-War Information). The panels are arranged in a grid-like structure. Each panel contains text, images, and logos. The panels represent different news stories and protest scenes, likely related to anti-war and peace movements. The panels are numbered 378, 379, 378, 379, 378, 379, 376, 376, 375, 375, 375, and 375.